

番号	ページ 番号	質問項目	質問事項	質問内容	回答
1	要- p.2	実施要領 3	参加資格	参加申込書以外にも競争入札参加資格者名簿等への登録などは必要でしょうか。	必要ありません。
2	要- p.3	実施要領 3 (7)	参加資格	市内に営業所はありますが、納税義務はありません。その他の証明書等提出は必要でしょうか。	函館市内に支店・営業所等を置くことを証する書類（支店・営業所等の所在地が記された許可・登録・通知書等の写し、ホームページのハードコピーなど）をご提出ください。
3	-	-	全般	前年度の、申込人数、当選人数、コールセンターの回線数及び問い合わせ数の数字をご教示頂くことは可能でしょうか。	<p>前回（令和4年12月発行分）の申込人数は、インターネット受付：約30,000件、市公式LINE受付：約6,000件、はがき受付：約33,000件、合計約69,000件となっており、当初発行数30万セットに対し、約335,000セットの申込がありました。</p> <p>また、市民向けのコールセンターは、申込ハガキを配布した10月28日から商品券の利用期限翌日の6月16日まで開設しており、回線数については明らかにできませんが、各月の着信数は10月：約180件、11月：約2,670件、12月：約1,270件、1月：約60件、2月：約180件、3月：約20件、4月：約10件、5月：約20件、6月：約10件、合計約4,420件でした。</p>
4	仕- p.1	仕様書 3 (3)ウ	販売所	商業施設等での販売所の開設・運営について、去年は8か所での実施で相違ないでしょうか？今年は何か所程度を想定されていますか？	<p>販売所については、前回は市内8か所でしたが、今回は市内7か所を想定しています。</p> <p>現在予定している販売所は、キリス函館、丸井今井函館店、スーパーアークス港町店、イオン湯川店、ビッグハウスアドマーニ、マックスバリュ石川店、函館東商工会本所の7か所です。</p> <p>ただし、函館東商工会本所は販売業務を商工会職員が行うため、受託者による販売業務は不要です。</p>

番号	ページ 番号	質問項目	質問事項	質問内容	回答
5	仕- p.1	仕様書 3 (3)ウ	販売所	<p>想定の販売所数などあるでしょうか。郵便局販売の場合は、事業者側で各事業者毎に交渉が必要でしょうか。また、前年度の販売手数料単価をご教示ください。</p>	<p>紙商品券の販売場所は、市内7か所の商業施設等を想定しています。</p> <p>また、各販売所に対しては、使用料として1日あたり30,000円をお支払いしています（使用料は委託料に含まれ、受託者の負担となります）。</p> <p>なお、現在予定している販売所は、キラリス函館、丸井今井函館店、スーパーアークス港町店、イオン湯川店、ビッグハウスアドマーニ、マックスバリュ石川店、函館東商工会本所の7か所です。</p> <p>ただし、函館東商工会本所は販売業務を商工会職員が行うため、受託者による販売業務は不要です（前問の再掲）。</p>
6	仕- p.4	仕様書 4 (1)イ(オ)	決済方法	<p>取扱事業所において利用者による決済が正常に完了した際は、決済が正常に完了したことを知らせる機能とは、決済完了画面で機能要件は満たしておりますでしょうか。</p> <p>満たしていない場合、どのような機能を想定されてますでしょうか。</p>	<p>完了画面のほか、通知音等によるお知らせを想定しています。</p>
7	仕- p.4	仕様書 4 (2)イ	事務処理センター	<p>市民及び取扱い事業者様等からの問い合わせが予想されますが、市民と事業者の問い合わせ電話番号は別途にご用意が必要でしょうか。</p>	<p>事務処理センターの電話番号については、提案によります。</p> <p>なお、前回の商品券発行事業では、市民向けにフリーダイヤル、事業者向けに通常の回線を用意しています。</p>
8	仕- p.4 および 仕- p.5	仕様書 4 (2)イ および 仕様書 4 (4)	事務処理センター および 購入申込受付	<p>事務処理センターへ申込者（市民）より申込用ハガキが届き、その中の記載内容に不備（不明・未記入等）があった場合の申込者（市民）へのご連絡、確認、修正方法は？</p>	<p>提案によりますが、前回の商品券発行事業では、申込数が当初の発行数を上回ったことから、抽選を行い、生年月日、氏名、住所等の内容に不備のある申込みは抽選から除外しています。ただし、申込多数の状況に鑑み、申込した全ての方に販売できるよう追加発行を行ったことから、不備のある申込みについては、実行委員会事務局において、電話番号が明らかな場合のみ申込者に連絡し、正しい住所や氏名の聞き取りを行い、内容の修正を行ったうえで、追加発行の販売を行っています。</p>
9	仕- p.4	仕様書 4 (2)イ	事務処理センター	<p>事務処理センターの購入希望者からの電話番号はフリーダイヤルの設置となりますか、その場合通話料などは実費で請求可能でしょうか？取扱事業者の窓口の通常の発信者側負担の有料の電話番号（回線）の設置となりますでしょうか。</p>	<p>市民からの問合せ対応の電話番号はフリーダイヤルが望ましいと考えており、その通話料は委託料に含まれ、受託者の負担となります。</p> <p>なお、前回は市民向けの電話番号はフリーダイヤル、取扱事業所向けの電話番号は発信者負担の有料の電話番号となっています。</p>

番号	ページ 番号	質問項目	質問事項	質問内容	回答
10	仕- p.5	仕様書 4(4)イ(ア)a	申込用ハガキ	市広報誌にて市民に届く申請ハガキは1世帯1枚程度と想定します。市民の方の不足分の申請ハガキを入手する想定を教えてください。	申込用ハガキについては、市広報誌に組み込む分(123,500枚)のほか、3,500枚を本庁舎・各支所で配付予定です。
11	仕- p.5	仕様書 4(4)イ(ア)a	申込用ハガキ	申込用はがき付の案内チラシの仕様を教えてください。	案内チラシの仕様について指定はありません。参考として、前回の案内チラシを掲載します。
12	仕- p.5	仕様書 4(4)イ(イ)b	申込方法	「購入を希望する商品券の種類は紙商品券または電子商品券のどちらかを選択できるようにすること。」とありますが、専用ホームページ上からの申込で紙または電子を選択の上、電子希望の方はアプリケーションをダウンロードしてお申し込みいただく形を取ることにについては、不利益にはなりませんでしょうか？	電子商品券の申込み方法については、提案によります。ただし、申込者に対して、わかりやすい方法であることが望まれます。
13	仕- p.5	仕様書 4(4)イ(イ)b	申込方法	紙商品券と電子商品券の購入に関して、購入希望者1名に対し、どちらか一方の商品券しか購入できないという認識で相違ないか、たとえば希望者が紙商品券1人3セット、電子商品券2セットなど組み合わせができるか。	できません。紙商品券と電子商品券は、どちらか一方のみ申込みできることとします。
14	仕- p.5	仕様書 4(4)イ(イ)c	申込受付	Webまたはアプリケーションについて申込者に対し申込内容を通知する機能の想定として、申し込み内容や、当選案内等を通知する想定でしょうか。その他ございましたらご希望される通知内容をご教示いただけますと幸いです。	お見込みのとおりです。その他の通知内容については、提案によります。
15	仕- p.5	仕様書 4(4)イ(イ)d	申込受付	Webまたはアプリケーションについて住民記録と突合する情報はどのような情報を想定されてますでしょうか。	住所、氏名、生年月日を想定しています。なお、住民記録については、CSVまたはExcel形式でのデータ提供を予定しています。
16	仕- p.5	仕様書 4(4)オ	抽選方法	申込数が発行数を上回る場合は抽選となるが、紙商品券・電子商品券、25セットと10万口のそれぞれの枠に対して上回る、上回れないという判断をするという理解でよろしいでしょうか？紙商品券と電子商品券で当選倍率が変わるという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

番号	ページ 番号	質問項目	質問事項	質問内容	回答
17	仕- p.5	仕様書 4 (4)オ	抽選方法	チケットの抽選方法について想定されていらっしゃる方法はございますか、また申込が発行数を下回った場合は二次募集を行うのか、行う場合にどのような条件（同一の人物が購入できるか、購入額の制限など）で行うか。	抽選方法や二次募集の実施の有無、方法については、申込状況に応じて検討、協議いたします。
18	仕- p.5	仕様書 4 (4)カ	購入引換券	購入引換券仕様を教えてください。	購入引換券の仕様について指定はありません。 参考として、前回の購入引換券を掲載します。
19	仕- p.5	仕様書 4 (4)カ	購入引換券	購入引換券の送料は事業費内で受託者負担となりますか？あるいは、別途契約を結び実費精算となりますか？	購入引換券の送料については、委託料に含まれ、受託者の負担となります。
20	仕- p.5	仕様書 4 (4)カ	購入引換券	購入引換券のサイズ、形状、記載必須項目を教えてくださいませんか？昨年度の見本をいただく形でも構いません。	購入引換券の仕様について指定はありません。 参考として、前回の購入引換券を掲載します。（問18の再掲）
21	仕- p.5	仕様書 4 (5)ア	販売方法	商業施設等での販売所の開設・運営について、販売スタッフも含めて受託者負担という理解で相違ないでしょうか？	お見込みのとおりです。 ただし、7か所の販売所(予定)のうち、函館東商工会本所については、販売業務を商工会職員が行うため、受託者による販売業務は不要です。
22	仕- p.5	仕様書 4 (5)ア	販売方法	本人以外の購入引換券（ご家族等）を持参した場合は、販売可能でしょうか（例：お母さんが、お爺さん、子供、お父さん分を纏めて引換券持参） また、可能であった場合はどの範囲まで販売可能でしょうか（親戚・お知り合い）	可能です。 購入引換券を持参した場合は、ご本人以外への販売について特に制限はしておりません。
23	仕- p.6	仕様書 4 (6)オ	売れ残り商品券の廃棄	未使用商品券が発生した場合の廃棄についても、受託者負担となり、事業費の中で見込む形となりますか？	売れ残った商品券の廃棄費用については、委託料に含まれ、受託者の負担となります。
24	仕- p.6	仕様書 4 (7)ア	紙商品券の換金	取扱店への換金振込手数料は事業費内で受託者負担となりますか？あるいは、別途契約を結び実費精算となりますか？	取扱事業所への換金振込手数料については、委託料に含まれ、受託者の負担となります。

番号	ページ番号	質問項目	質問事項	質問内容	回答
25	仕- p.6	仕様書 4 (7)ア	紙商品券の換金	換金作業についての基本的な考え方を教えてください。取扱店が使用済み商品券を事務局へ持参する形を想定されていますか？あるいは郵送を想定されていますか？ 郵送の場合、その送料は事業費内で受託者負担となりますか？また、郵送について、セキュリティ面等での指定がございましたら、教えてください。	紙商品券の換金方法については、提案によります。 なお、前回の商品券発行事業では、紙商品券の換金は事務局への持参または郵送としており、郵送の場合は、取扱事業所の負担により簡易書留にて送付することとしています。
26	仕- p.6	仕様書 4 (7)ア	紙商品券の換金	使用期間から想定すると取扱事業者への入金回数は月1回として全7回で間違いはないか。	換金期間は令和5年11月から令和6年7月までとし、その間における入金回数（頻度）については、提案によります。 なお、前回の商品券発行事業では月2回とし、換金期間中の入金回数は予備日を含め全13回となっています。
27	仕- p.6	仕様書 4 (7)ア(オ)	使用済み紙商品券の廃棄	使用済み商品券の廃棄は事業終了後に一括行うという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
28	仕- p.6	仕様書 4 (7)ア(オ)	使用済み紙商品券の廃棄	使用済み商品券および未使用商品券の廃棄方法についてセキュリティ面等での指定がございましたら、教えてください。	特に指定はありませんが、これまでは機密書類の処分を行う専門業者に処分を依頼しています。
29	仕- p.7	仕様書 4 (9)イ	販売告知ポスターの使用	販売告知ポスター(A2)納品形態は4つ折り(A4サイズ)を想定しておりますがよろしいでしょうか。	納品形態について指定はありません。
30	仕- p.7	仕様書 4 (9)ウ	取扱事業所一覧チラシの仕様	取扱店舗一覧チラシの仕様と掲載予定の利用開始時での店舗想定数（掲載の店舗数）を教えてください。	チラシの仕様について指定はありません。 参考として、前回の取扱事業所一覧チラシを掲載します。 また、利用開始時での店舗想定数は約 2, 3 0 0 店舗です。
31	仕- p.7	仕様書 4 (9)エ	取扱事業所表示ステッカー等の仕様	取扱事業所に掲出するステッカー・ポスター・ポップ、QRコードのそれぞれのサイズ、色、枚数の指定はございますか。	取扱事業所に掲出する各種広報宣伝物の仕様について指定はありません。